

所長指示第109号
令和4年12月28日

札幌刑務所長 妙圓 史

被収容者の発信する電報の取扱いについて

標記について、令和5年1月11日から下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

なお、平成28年5月12日付け所長指示第21号「被収容者の発信する電報の取扱いについて」は、本指示の施行をもって廃止する。

記

1 電報発信の受付について

(1) 平日における発信

ア 出願受付時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。
(午後1時以降の受付は翌日の配達となる)

イ 電報発信は、別紙1「電報発信願箋」及び電報発信理由を記載した一般願箋に基づき出願させ、別紙2「電報申し込み用紙」に電文等を記載させること。

(2) 夜間及び休日における発信

原則として電報の発信出願は受け付けない。

2 記載要領について

(1) 別紙2「電報申し込み用紙」に記載する電文は、従前の「かな」「漢字」の区分のみによらず、英数字も含めて自由に記載できるが、漢字は常用漢字を基本とすること。

(2) 電文の記載は丁寧に行わせること。

(3) 通常の出発の検査と同様であることに留意すること。

3 その他

(1) 電報発信に係る別紙1及び2を被収容者が提出した際、担当処遇区職員は、別紙の記載内容について、「電報文の判読が困難なもの」、「記載要領によらないもの」、「記載不備(空欄など)」などを認めた場合、当該被収容者に書き直し等の指導を行うこととし、記載内容に不備がない場合は別紙を書信係に回付し、書信係は信書処理を行う。

(2) 信書処理決裁終了後、書信係は電報の発送処理を行い、電報料金を被収容者に告知後、別紙を用度課及び会計課へ引き継ぐこと。

- (3) 原則として通数制限は、設けないものとする。
- (4) 電報発信の申込みを行った後の取下げは受け付けない。
- (5) 各支所においては、実状に合わせ対応すること。

所 長	部 長	関 係 課 長	関 係 職 員	担 当
--------	--------	------------------	------------------	--------

電 報 発 信 願 箋

年 月 日出願

居室		番号	第	番	名字		証明 印
宛 て 先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>(ふりがな) 〒 _____</p> <p>住所 <small>(建物名必須)</small> _____</p> <p>(ふりがな) _____</p> <p>氏名 _____</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>続柄 _____</p> </div> </div>						
	先方の電話番号 _____						

別紙記載のとおり、電報発信願います。

(注) 以下は記入しないこと。

発信年月日	年	月	日
NTT東日本 申込時刻	午 前	時	分
	午 後		
料 金	円		
そ の 他	円		
消 費 税	円		
合計金額	円		
発信取扱者印	電報料金		告知者印
	告知指印		

※ その他欄には加算料金がある場合に記入する。

電報申込み用紙

※担当処遇区確認

差出人氏名		第 番		お届け先氏名											
						様									
電 文															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(注) 電報発信願箋及び本用紙を職員に提出した後の取り下げは受け付けません。

当所職員で入力または電話で行うため、内容の誤りについてのクレームには応じません。